

乗用型の田植機やコンバインなどの

農耕作業車等はナンバー登録が必要です

- 乗用型田植機やコンバインなどの農耕作業用等の小型特殊自動車は軽自動車税の申告（ナンバー登録）が必要です。
- 軽自動車税は公道走行の有無に関わらず、所有されている場合に課税の対象となります。
- 登録がまだの方は福知山市役所税務課または、各支所にて申告し標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

申告に必要なもの

- 販売証明書または譲渡証明書
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- 車名、型式、車体番号、最高速度が分かるもの
- ※ 農耕作業車以外の車両の場合、車両の大きさ（長さ、幅、高さ）が分かるもの

農耕作業用等の特殊自動車とは

乗用装置があるもので、田植機・刈取脱穀作業車（コンバイン）・農耕トラクタ
農業用薬剤散布車・動力運搬車・農耕作業用トレーラの一部をいいます。

※ 上記のうち、大型特殊自動車に分類されるものは別途、償却資産の申告が必要となります。



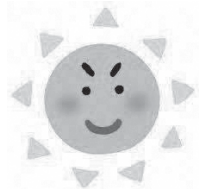
【お問い合わせ先】

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

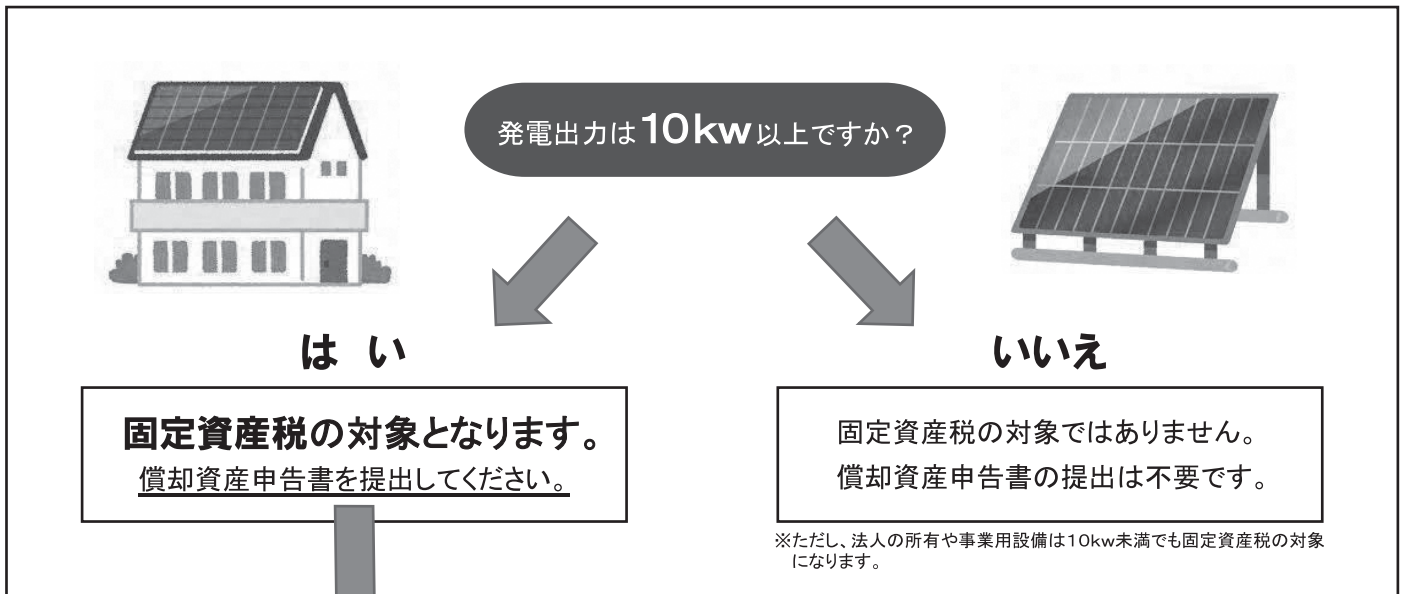
【福知山市 税務課市民税係】

0773-24-7024（直通）

太陽光発電設備を設置された方へのお願い



住宅等の屋根に設置した太陽光発電設備も**固定資産税**の対象となる場合があります！
あなたの太陽光発電設備が固定資産税の対象となるかフローチャートで確認してください。



まだ申告されていない方へ

申告書の様式と申告の手引きは、京都地方税機構のホームページからダウンロードしていただくか、福知山市税務課に請求してください。

京都地方税機構 償却資産申告 [検索](#)

申告漏れなどが明らかになった場合、申告していただいた年度だけではなく、資産を取得された年の翌年度まで遡って課税することとなります。(地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年分)

申告の方法等でご不明な点がございましたら、福知山市税務課までお問い合わせください。

課税・申告の対象となる機器

- 太陽光パネル
- 架台レール ○接続ユニット
- パワーコンディショナー
- 表示ユニット・電力量計など
- 周囲フェンスなど

△注意！

太陽光パネルと架台レールが屋根と一体の建材として設置されている場合は、家屋として評価していますので償却資産の申告は不要です。(他の機器については申告が必要です。)

太陽光パネルが家屋として評価されているかどうかは、福知山市税務課までお問い合わせください。

税額計算例(取得価格 250 万円の太陽光発電設備のみ所有する場合)

○取得された翌年度から固定資産税がかかります。

取得価格×減価残存率＝課税標準額 課税標準額×税率(1.5%)＝**固定資産税額**
ただし償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

減価残存率 課税標準額(千円止) 固定資産税額(百円止)

1年目	0.936	2,340,000円	35,100円
2年目	0.817128	2,042,000円	30,600円
3年目	0.713352744	1,783,000円	26,700円
4年目	0.622756945	1,556,000円	23,300円
5年目	0.543666812	1,359,000円	0円(これ以降、太陽光発電設備に固定資産税はかかりません。)

お問い合わせ先
福知山市 税務課資産税係
電話 0773-24-7025(直通)